

●香川県公安委員会告示第2号

香川県公安委員会行政処分公表規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月5日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

香川県公安委員会行政処分公表規程の一部を改正する規程

香川県公安委員会行政処分公表規程（平成25年香川県公安委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公表の方法)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 被処分者の<u>認定番号</u>又は<u>届出書の受理番号</u></p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 被処分者の<u>認定番号</u></p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(公表の方法)</p> <p>第3条 公安委員会が前条第1号若しくは第2号の公表の対象となる処分を行った場合又は公安委員会が他の都道府県公安委員会が行った同条第1号ウ若しくは第2号イの処分（主たる営業所の所在地が県内にある被処分者に対するものに限る。）について通知を受けた場合は、次に掲げる事項を、別記様式第1号により、香川県公安委員会・香川県警察情報公開コーナーでの閲覧、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</p> <p>(1) 被処分者の<u>認定証番号</u>又は<u>届出証明書番号</u></p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2 公安委員会が前条第3号の公表の対象となる処分を行った場合は、次に掲げる事項を、別記様式第2号により、香川県公安委員会・香川県警察情報公開コーナーでの閲覧、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</p> <p>(1) 被処分者の<u>認定証番号</u></p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>3 略</p>

別記様式第1号（第3条関係）

被 処 分 者	認定番号・届出書の受理番号	公安委員会 第 号
	氏名又は名称	
	代表者の氏名	
	主たる営業所の所在地	
	処分に係る営業所の 名称及び所在地	
処 分 年 月 日	年 月 日	
処 分 内 容		
処 分 理 由		
根 拠 法 令		
処分を行った公安委員会	公安委員会	

備考

- 1 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令及び営業廃止命令の種別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載すること。
- 2 処分内容欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第1号（第3条関係）

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	
	氏名又は名称	
	代表者の氏名	
	主たる営業所の所在地	
	処分に係る営業所の 名称及び所在地	
処 分 年 月 日		
処 分 内 容		
処 分 理 由		
根 拠 法 令		
処分を行った公安委員会		

備考

- 1 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令及び営業廃止命令の種別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載すること。
- 2 処分内容欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第3条関係）

被 処 分 者	認 定 番 号	公安委員会 第 号
	自動車運転代行業者の 名称又は記号	
	主たる営業所が 所在する市町	
処 分 年 月 日	年 月 日	
処 分 内 容		
処 分 理 由		
根 拠 法 令		
処分を行った公安委員会	公安委員会	

備考

- 1 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令及び営業廃止命令の種別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載すること。
- 2 処分内容欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

この規程は、令和6年4月5日から施行する。

別記様式第2号（第3条関係）

被 処 分 者	認 定 証 番 号	
	自動車運転代行業者の 名称又は記号	
	主たる営業所が 所在する市町	
処 分 年 月 日		
処 分 内 容		
処 分 理 由		
根 拠 法 令		
処分を行った公安委員会		

備考

- 1 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令及び営業廃止命令の種別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載すること。
- 2 処分内容欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。